

高知大学農林海洋科学部長候補者選考規則施行細則

〔平成28年3月9日〕
〔規則第100号〕

(趣旨)

第1条 この細則は、高知大学農林海洋科学部長候補者選考規則(以下「選考規則」という。)第9条の規定に基づき、農林海洋科学部長候補者選考の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙事務)

第2条 選考規則第5条の選挙管理委員会(以下「管理委員会」という。)の選挙に関する事務に従事する者は、事務職員のうちから教授会が委嘱する。

(選挙の告示)

第3条 管理委員会は、選挙期日の少なくとも10日前に、選挙を行う理由、選挙期日、投票所、投票時間及び学部長候補有資格者について、告示しなければならない。

(選挙資格者名簿)

第4条 管理委員会は、選挙の告示日に在職する選挙の資格を有する者について、選挙資格者名簿を調製する。

- 2 選挙資格者名簿の調製後、選挙期日までに選挙資格者となった者は、選挙資格者名簿に追加する。
- 3 選挙資格者名簿の調製後、選挙資格者でなくなった者は、選挙資格者名簿から消除する。
- 4 選挙資格者名簿の様式は、別記様式第1号による。

(選挙資格者名簿の縦覧)

第5条 管理委員会は、選挙期日の7日前から選挙期日の前日まで担当事務室において、選挙資格者名簿を縦覧に供する。

(選挙の通知)

第6条 管理委員会は、選挙期日、投票所、投票時間など必要な事項を、選挙の告示後速やかに選挙資格者に通知しなければならない。

(投票管理者及び投票立会人)

第7条 管理委員会は、投票所に投票管理者及び投票立会人を置く。

- 2 投票管理者及び投票立会人には、管理委員会の定めるところにより、その委員があた

るものとする。

(投票の方法)

第8条 投票は、選挙資格者が投票所において、投票用紙に自ら学部長候補者1人の氏名を記載して、これを投票箱に入れるものとする。

(投票用紙の交付)

第9条 投票用紙は、選挙の当日、投票所において、選挙資格者名簿に登録されている選挙資格者に交付する。

2 投票用紙の様式は、別記様式第2号による。

(投票所の管理)

第10条 選挙資格者、選挙事務従事者及び管理委員会が認めた者でなければ、投票所に立ち入ることができない。

(不在者投票)

第11条 選挙資格者で、旅行、病気その他やむを得ない理由により、選挙の当日投票所において自ら投票をすることができない者は、第8条及び第9条の規定にかかわらず、選挙の告示の日から選挙期日の前日までの間に、管理委員会に申し出て投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を受け、指定の場所において投票用紙に自ら学部長候補者1人の氏名を記載して、これを所定の封筒に入れて封をし、さらにこれを不在者投票用封筒に入れてその表面に署名し封印のうえ、直ちに管理委員会に提出することにより投票を行うことができる。

2 管理委員会は、前項の投票を受け取ったときは、それを開票の時までそのまま保管しなければならない。

3 第1項の規定は、選考規則第3条第5項の決選投票には適用しない。

4 不在者投票用封筒の様式は、別記様式第3号による。

(開票)

第12条 管理委員会は、投票箱及び前条第2項の規定により保管の投票を取りまとめた後、速やかに開票を行う。

2 開票は、投票箱を開き、投票数を確認した後、すべての投票を混合して、投票を点検するものとする。

(投票の効力)

第13条 投票の効力は、管理委員会が決定する。

- 2 次の投票は、無効とする。
- (1) 正規の投票用紙を用いないもの
 - (2) 学部長候補者 2 人以上の氏名を記載したもの
 - (3) 学部長候補者の何人を記載したかを確認しがたいもの
 - (4) 学部長候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職名又は敬称の類はこの限りでない。
- (補則)

第14条 この細則に定めるもののほか、選挙を行うにあたって必要な事項は、管理委員会が定める。

附 則

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）選挙資格者名簿の様式

職名	氏名	(備考)

備考

（備考）欄は、選挙の通知、不在者投票、投票用紙の交付、消除の月日・理由等の事項を記載する。

別記様式第2号（第9条関係）投票用紙の様式

折
り
(内) 目 折
り
目 (外)
(外表)

	<p>農林海洋 科学部長 候補者氏名</p>		<p>高知大学 農林海洋 科学部長候補者選挙投票 管理委員会</p>
--	--------------------------------	--	--

備考

決選投票に用いる投票用紙は、上端を着色（赤）する。

別記様式第3号（第11条関係）不在者投票用封筒の様式

外封筒

不 在 者 投 票
投 票 者 氏 名

標準長形3号（12×23.5cm）

内封筒

(内封筒)

注 意

この封筒には何も記載しないこと。

この封筒に記載済の投票用紙を入れ、封をしたうえ、外封筒に入れてさらに封をすること。

標準長形4号（9×20.5cm）